

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

令和8年2月

医療法人社団カワムラヤスオメディカルソサエティ河村病院

# 医療法人社団カムヤマトゲイカイサエティ河村病院新型インフルエンザ等対策業務計画

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的
- 第2条 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針
- 第3条 定義
- 第4条 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 第5条 平時における関係機関との連携、協力体制
- 第6条 情報収集・連絡体制の整備
- 第7条 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 第8条 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
- 第9条 発生時の人員計画
- 第10条 感染対策の検討・実施
- 第11条 都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応
- 第12条 医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化

### 第4章 その他

- 第13条 教育・訓練
- 第14条 計画の見直し

## 第1章 総則

### 第1条 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、医療法人社団カミヤマメディカルサティ河村病院（以下「当院」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

### 第2条 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

当院は、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、岐阜県、関係市町、保健所及び医療機関等と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

### 第3条 定義

本計画において「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までを、「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでを、「対応期」とは、初動期以後、政府対策本部が廃止されるまでをいう。

### 第4条 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

病院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期における体制整備等の準備、初動期並びに対応期における医療提供体制等について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成する。

病院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 第5条 平時における関係機関との連携、協力体制

病院長は、法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び法第8条第1項に規定する市町村行動計画における当院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、岐阜県、関係市町、保健所及び医療機関等と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。

2 病院長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に基づき、岐阜県知事と医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（以下「医療措置協定」という。）の締結に係る協議に参画し、協議内容に応じ新型インフルエンザ等に係る岐阜県における医療提供体制の整備・構築

に協力する。

- 3 病院長は、岐阜県、関係市町、保健所及び感染症指定医療機関等との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。
- 4 病院長は、岐阜県、関係市町、保健所及び医療機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

#### 第6条 情報収集・連絡体制の整備

病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、岐阜県、関係市町及び医療機関等との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

- 2 病院長は関係医療機関と緊急に情報を共有できる体制を構築する。

#### 第7条 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

病院長は、法第22条第1項に基づき岐阜県対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- ① 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他医療の提供について必要な業務に関すること

診療継続計画に基づき病院内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### 第8条 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

（準備期における準備）

準備期においては、病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続及び医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

（初動期における対応）

初動期においては、病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。また、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）の入力を行う。

(対応期の対応)

対応期において、病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、外来及び入院の診療体制等について必要な措置を講ずる。また、岐阜県からの要請に応じて、G-MISの入力を行う。

(患者数が大幅に増加した場合の対応)

対応期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

(発生時における情報収集・連携等)

- 1 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報収集及び情報共有に当たる。
- 2 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、岐阜県及び関係市町及び関係機関との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画及び医療措置協定に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(特定接種の実施)

- 1 病院長は、特定接種の接種総数、接種順位等が新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定され岐阜県知事の指示によることから、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。
- 2 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。

## 第9条 発生時の人員計画

病院長は新型インフルエンザ等の発生により職員の出勤率が低下した場合の対策業務の継続方法について検討しておく。

## 第10条 感染対策の検討・実施

病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

## 第11条 都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応

病院長は、岐阜県知事又は市町村長等(以下「岐阜県知事等」という。)から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員の派遣する。

## 第12条 医薬品等の備蓄及び対応体制の整備・強化

- 1 病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、医薬品、診療材料及び感染症対策物資等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行い、定期的に備蓄状況を確認する。
- 2 病院長は、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。
- 3 病院長は、診療継続計画に基づき、対応期において感染症対策物資等の備蓄・配置状況についてG-M I Sを入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は、G-M I Sを通じて岐阜県へ報告を行う。
- 4 病院長は、診療継続計画に基づき、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。

## 第4章 その他

### 第13条 教育・訓練

- 1 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画及び医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び実践的な訓練を実施する。
- 2 病院長は、岐阜県、関係市町等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させ、人材の養成を行う。また、研修会参加者等を効果的に活用して職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。
- 3 病院長は、前2項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

### 第14条 計画の見直し

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この規程は、令和8年2月16日から施行する。